

## 証明等手数料の支払いにキャッシュレス決済が利用できます 役場窓口でのキャッシュレス決済のご案内

住民課、税務課、収納課の窓口における証明等手数料のお支払いにクレジットカード、電子マネー、二次元(QR)コード決済が利用できるようになりました。

### ◆キャッシュレス決済可能な手数料

利用窓口	対象の証明書等
住民課	住民票、印鑑証明書、戸籍関係証明書など
税務課	課税(所得)証明書、固定資産評価証明書など
収納課	納税証明書

### ◆利用できる決済サービス

#### カード決済(クレジット・デビット)



#### 電子マネー



#### 二次元(QR)コード決済 Smart Code



### キャッシュレス決済ご利用にあたっての注意点

- キャッシュレス決済と現金払いの併用はできません。
- 複数のキャッシュレス決済の併用は出来ません。
- クレジットカードによる割賦払いはできません。
- 決済の取り消し(返金)は後日になる場合があります。
- 役場窓口での電子マネーのチャージはできません。
- 利用できないQRコード決済 PayPay・d払い・楽天ペイ



◇問合せ 役場住民課・税務課・収納課 ☎029-885-0340(代)